



2026/02/24 14:04 現在の情報です。

東京都中央区日本橋富沢町7番16号  
株式会社スタジオスポビー

会社法人等番号	0104-01-129641	
商号	株式会社CUVEYES	
	株式会社スタジオスポビー	令和 5年 4月26日変更 令和 5年 4月26日登記
本店	東京都中央区日本橋横山町6番14号	令和 1年 7月 1日移転 令和 1年 7月 1日登記
	東京都中央区日本橋富沢町7番16号	令和 6年 9月14日移転 令和 6年 9月24日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成29年2月6日	
目的	1 広告代理店業務 2 イベントの企画、演出、運営業務 3 出版物の企画、制作、販売業務 4 一般医療機器、福祉機器の販売業務 5 健康サプリメント、食品の製造販売、輸出入業務 6 健康、医療データの販売業務 7 アパレルの企画、制作、販売及び輸出入業務 8 WEBサイト、アプリ、SNSの企画、制作、運営業務 9 テレビ、ラジオ番組の企画、制作業務 10 グッズやキャラクターの企画、製造、販売業務 11 人材派遣業務 12 飲食店企画、経営業務 13 企業コンサルティング業務 14 教育研修サービス業務 15 通訳及び翻訳業務 16 マーケティングリサーチ業務 17 コールセンター企画、運営業務 18 旅行代理店業務 19 グラフィックデザイン、コマーシャルフィルム、コンピュータ映像、ビデオ映像、スライド映像、イラスト、書籍、写真集の企画制作、出版、販売並びに、これらに関する著作権の取得 20 コンピュータによる情報処理並びにソフトウェアの開発および販売、情報通信サービスの提供 21 前各号に附帯又は関連する一切の事業	
発行可能株式総数	100万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万7910株	令和 3年 5月26日変更 令和 3年 6月22日登記
	発行済株式の総数 1万9243株	令和 5年 4月14日変更 令和 5年 4月26日登記
	発行済株式の総数 1万9840株	令和 6年 3月31日変更 令和 6年 9月24日登記
資本金の額	金1億8575万円	令和 3年 5月26日変更 令和 3年 6月22日登記
	金2億2574万円	令和 5年 4月14日変更 令和 5年 4月26日登記
	金2億4224万17円	令和 6年 3月31日変更

		令和 6年 9月24日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 夏目 恭 行	
	取締役 南 常 之	平成29年12月15日就任
		令和 6年 3月31日辞任
		令和 6年 9月24日登記
	神奈川県三浦郡葉山町下山口1695番地の8 代表取締役 夏目 恭 行	
	横浜市中区山手町101番地 代表取締役 夏目 恭 行	令和 5年 1月13日住所 移転 令和 5年 4月26日登記
横浜市中区住吉町一丁目14番地第一総業ビル 7階永井・天野法律事務所 破産管財人 天 野 直 樹		令和 8年 1月 5日登記
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 400個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式400株。当社が新株予約権割当日以降、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとする。 なお、分割の比率とは、株式分割後の発行済株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式分割後の発行済株式総数株式併合前の発行済株式総数を除した数を、それぞれを意味するものとし、以下同じとする。 【算式】調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 (調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。この端数処理は、割当日後、新株予約権事に計算の上行われるものとする。) 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとす旨無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権1個当たりの行使に際して振り込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 行使金額は金2万5000円とする。 新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 【算式】調整後行使価額＝調整前行使価額×1/(分割・併合の比率) 新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合、(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。 【算式】調整後行使価額＝(既発行株式数×調整前行使価額+新株発行株式数×1株当たりの払込金額)÷(既発行株式数+新株発行株式数) 上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成29年12月15日から平成39年12月14日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、権利行使時において当社または当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあること。但し、当社の取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が権利行使前に禁錮以上の刑に処せられていないこと、当社の就業規則により降格以上の制裁を受けていないこと。 ③ 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、甲の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日(以下、「上場日」という。)まで、その権利を行使できない。 ④ 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、以下の各号に掲げる期間において、付与された権利の一部または全部を行使することができる。この場合</p>	

において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。但し、いずれの場合においても権利行使に係わる権利行使価額の年間の合計額は1200万円を超えてはならない。

ア 上場日から1年間

イ 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の20%

イ 上場日から1年間を経過した日から1年間

ウ 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の40%

ウ 上場日から2年間を経過した日から1年間

エ 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の60%

エ 上場日から3年間を経過した日から1年間

オ 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の80%

オ 上場日から4年間を経過した日から行使期間の末日まで

⑤ 当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて

⑤ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

⑥ 新株予約権の行使は1新株予約権単位でおこなうものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑦ 新株予約権者が1個または複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は、一単元の株式数の整数倍）でなければならない。1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分については切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

### 第1回J-KISS型新株予約権

新株予約権の数

33個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は当社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達において発行する株式が普通株式以外の種類株式である場合には、当該種類株式（但し、その発行価額が転換価額と異なる場合には、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額は適切に調整される。）とする。

本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。

(x) 割当日以降に資金調達を目的として当社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が100,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたり発行価額に0.8を乗じた額（ただし、915,000,000円を次回株式資金調達の払込期日直前ににおける当社の完全希釈化後株式数の総数で除した額を下限とする）

(y) 1,100,000,000円（以下「評価額上限」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前ににおける完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、「完全希釈化後株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数（但し、自己株式を除く。）をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等（但し、本新株予約権及び転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。）についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、本号(c)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権のすべてが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利をいう。

(b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、評価額上限を「新株予約権の行使の条件」(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

(c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、評価額上限を当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

なお、「支配権移転取引等」とは、(i) 当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii) 合併、株式交換又

は株式移転（但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii) 吸収分割又は新設分割（但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iv) 当会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、又は(v) 当会社の解散もしくは清算をいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権 1 個あたり 100 万円（以下「本新株予約権の発行価額」という。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。

(b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

当社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の規定に従って金銭を交付する。

(2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額に相当する金銭を交付する。

令和	4 年	5 月 30 日発行
令和	4 年	6 月 7 日登記

令和 6 年 3 月 31 日新株予約権全部行使

令和 6 年 9 月 24 日登記

第 2 回新株予約権

新株予約権の数

265 個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 265 株（本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とする。ただし、本号以下に定める株式数の調整を行った場合には、当社は同様の調整を行うものとする。）

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、本新株予約権の目的たる株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使により発行される株式 1 株当たりの払込金額（以下

「行使価額」という。)は、6万円とする。各本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、行使価額に「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」で定める本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

本新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{\text{株式数}}$$

また、当社が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り下げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行} \times \text{調整前} + \text{新株発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{株式数} \quad \text{行使価額} \quad \text{株式数} \quad \text{払込金額}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

令和7年11月30日から令和12年12月31日までとする。

ただし、当社が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、行使期間について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

新株予約権の行使の条件

①前号にかかわらず、対象者は、当社の株券が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録簿に登録(以下「店頭登録」という。)され、又は当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場(以下「上場」という。)された場合、店頭登録の日又は上場の日後1か月を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。

②対象者は、本新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が、本新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当社取締役の過半数(取締役会設置後は取締役会)の承認を得た場合にはこの限りではない。

③対象者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)。但し、いずれの場合においても権利行使に係わる権利価額の年間の合計額は1200万円を超えてはならない。

(i) 令和7年11月30日以降同10年12月31日までの間は、本新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。

(ii) 令和11年1月1日以降、本新株予約権の目的となる株式数のうち、その全てについて権利を行使することができる。

④対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

⑤対象者は、前各号の規定に従い、一度の手続において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認(株主総会が不要の場合は、取締役の過半数の決定(取締役会設置後は取締役会で決議))がされたときは、存続会社又は当社の完全親会社が本新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、本新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたときは、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③対象者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

④当社と対象者との間の契約により本新株予約権が失効した場合には、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

令和 4年 8月30日発行

令和 4年 9月 7日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

194個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式194株（本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、本号以下に定める株式数の調整を行った場合には、当社は同様の調整を行うものとする。）

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、当社が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、本新株予約権の目的たる株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を6万円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

本新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$

また、当社が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

新株予約権を行使することができる期間

令和4年11月1日から令和8年12月31日までとする。

ただし、当社が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、行使期間について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

新株予約権の行使の条件

①前号にかかわらず、対象者は、当社の株券が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という。）され、又は当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場（以下「上場」という。）された場合、店頭登録の日又は上場の日後1か月を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。

②対象者が、権利行使時においても当社の対外協力者の地位にあること。ただし、対外協力者とは、下記のいずれかまたは全部の協力行為を現に実行していることをいう。

ア ベンチャーキャピタル幹旋等の資金調達や事業計画資料の作成支援等への協力

イ 当社作成のアプリケーションの改善やユーザーインターフェイスに関するコンサルタント

ウ 当社と協調して新規顧客を獲得するため、当社の営業・マーケティングへの協力

③対象者は、前各号の規定に従い、一度の手續において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認（株主総会が不要の場合は、取締役の過半数の決定（取締役会設置後は取締役会で決議））がなされたときは、存続会社又は当社の完全親会社が本新株予約権に係る義務を承継するとき及び対象者が買収時の取扱いに基づき本新株予約権を行使する場合を除き、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、本新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたときは、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③対象者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

④当社と対象者との間の契約により本新株予約権が失効した場合には、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

令和 4年 8月30日発行

令和 4年 9月 7日登記

第2回J-KISS型新株予約権

新株予約権の数

26個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式の種類(以下「転換対象株式」という。)は当会社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達において発行する株式が普通株式以外の種類株式である場合には、当該種類株式(但し、その発行価額が転換価額と異なる場合には、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額は適切に調整される。)とする。

本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額(小数点以下切上げ)をいう。

(x) 割当日以降に資金調達を目的として当社が行う(一連の)株式の発行(当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が100,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。)における1株あたり発行価額に0.8を乗じた額(ただし、915,000,000円を次回株式資金調達の払込期日直前における当社の完全希釈化後株式数の総数で除した額を下限とする)

(y) 1,100,000,000円(以下「評価額上限」という。)を次回株式資金調達の払込期日(払込期間が設定された場合には、払込期間の初日)の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、「完全希釈化後株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数(但し、自己株式を除く。)をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等(但し、本新株予約権及び転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。)についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、本号(c)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権のすべてが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利をいう。

(b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日(以下「転換期限」という。)以降における転換価額は、評価額上限を「新株予約権の行使の条件」(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下切上げ)とする。

(c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、評価額上限を当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下切上げ)とする。

なお、「支配権移転取引等」とは、(i)当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換又は株式移転(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iii)吸収分割又は新設分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iv)当社の株式等の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)、又は(v)当社の解散もしくは清算をいう。但し、かかる行為が当社の持株会社(当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個あたり100万円(以下「本新株予約権の発行価額」という。)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合はこの限りではない。

- (b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が発換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権(転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。)の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項
- (a) 当社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の株主総会(当社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。
- (b) 前(a)号の定めにより本新株予約権を取得する場合、当社は、取得日の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、その旨及び転換対象株式の内容その他当該次回株式資金調達における株式発行の条件を書面にて通知するものとする。
- (2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項
- (a) 当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の株主総会(当社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額に相当する金銭を交付する。
- (b) 当社は、前(a)号に基づき本新株予約権を取得する日(当該日を定めなかった場合には支配権移転取引等の実行日)の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、支配権移転取引等の条件を書面で通知するものとする。

令和 4年10月28日発行

令和 4年11月11日登記

### 第3回J-KISS型新株予約権

新株予約権の数

20個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
本新株予約権の目的たる株式の種類(以下「転換対象株式」という。)は当社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達において発行する株式が普通株式以外の種類株式である場合には、当該種類株式(但し、その発行価額が転換価額と異なる場合には、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額は適切に調整される。)とする。本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 転換価額
- (a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額(小数点以下切上げ)をいう。
- (x) 割当日以降に資金調達を目的として当社が行う(一連の)株式の発行(当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が100,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。)における1株あたり発行価額に0.8を乗じた額(ただし、915,000,000円を次回株式資金調達の払込期日直前における当社の完全希釈化後株式数の総数で除した額を下限とする)
- (y) 1,100,000,000円(以下「評価額上限」という。)を次回株式資金調達の払込期日(払込期間が設定された場合には、払込期間の初日)の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額
- なお、「完全希釈化後株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数(但し、自己株式を除く。)をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等(但し、本新株予約権及び転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。)についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、本号(c)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権のすべてが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得

- できる権利をいう。
- (b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、評価額上限を「新株予約権の行使の条件」(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。
- (c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、評価額上限を当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。
- なお、「支配権移転取引等」とは、(i)当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換又は株式移転（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii)吸収分割又は新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iv)当社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、又は(v)当社の解散もしくは清算をいう。但し、かかる行為が当社の持株会社（当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。
- 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個あたり100万円（以下「本新株予約権の発行価額」という。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合はこの限りではない。
- (b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

- (a) 当社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。
- (b) 前(a)号の定めにより本新株予約権を取得する場合、当社は、取得日の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、その旨及び転換対象株式の内容その他当該次回株式資金調達における株式発行の条件を書面にて通知するものとする。

(2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

- (a) 当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額に相当する金銭を交付する。
- (b) 当社は、前(a)号に基づき本新株予約権を取得する日（当該日を定めなかった場合には支配権移転取引等の実行日）の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、支配権移転取引等の条件を書面で通知するものとする。

令和 4年11月10日発行

令和 4年11月11日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は当会社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達において発行する株式が普通株式以外の種類株式である場合には、当該種類株式（但し、その発行価額が転換価額と異なる場合には、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額は適切に調整される。）とする。本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。

(x) 割当日以降に資金調達を目的として当社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が100,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたり発行価額に0.9を乗じた額（ただし、915,000,000円を次回株式資金調達の払込期日直前における当社の完全希釈化後株式数の総数で除した額を下限とする）

(y) 1,100,000,000円（以下「評価額上限」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、「完全希釈化後株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数（但し、自己株式を除く。）をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等（但し、本新株予約権及び転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。）についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、本号(c)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権のすべてが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利をいう。

(b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、評価額上限を「新株予約権の行使の条件」(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

(c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、評価額上限を当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

なお、「支配権移転取引等」とは、(i)当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換又は株式移転（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii)吸収分割又は新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iv)当社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、又は(v)当社の解散もしくは清算をいう。但し、かかる行為が当社の持株会社（当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粹な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個あたり100万円（以下「本新株予約権の発行価額」という。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合はこの限りではない。

(b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を有

	<p>む。以下本（b）号において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項</p> <p>(a) 当社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。</p> <p>(b) 前（a）号の定めにより本新株予約権を取得する場合、当社は、取得日の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、その旨及び転換対象株式の内容その他当該次回株式資金調達における株式発行の条件を書面にて通知するものとする。</p> <p>(2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項</p> <p>(a) 当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額に相当する金銭を交付する。</p> <p>(b) 当社は、前（a）号に基づき本新株予約権を取得する日（当該日を定めなかった場合には支配権移転取引等の実行日）の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、支配権移転取引等の条件を書面で通知するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1067 887 1434 981"> <tr> <td>令和</td> <td>6年</td> <td>9月19日発行</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>6年</td> <td>9月24日登記</td> </tr> </table>	令和	6年	9月19日発行	令和	6年	9月24日登記
令和	6年	9月19日発行					
令和	6年	9月24日登記					
破産	<p>令和7年12月25日午後3時横浜地方裁判所の破産手続開始 令和8年1月5日登記</p>						
登記記録に関する事項	<p>平成30年10月24日東京都港区新橋六丁目9番2号から本店移転 平成30年11月12日登記</p>						

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。